

**「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」
の一部改正案に関する意見募集について**

令和8年7月
国土交通省

国土交通省では、別紙のとおり、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号）の改正を行うことを予定しております。

つきましては、以下の意見募集要領のとおり、広く国民の皆様から当該検討内容に対する御意見を募集いたします。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

<意見募集要領>

1. 意見募集対象

- ・「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」（平成14年3月28日国総建第67号）の改正案（別紙参照）

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）（<http://www.e-gov.go.jp/>）
- (2) 国土交通省不動産・建設経済局建設業課において配布

3. 意見募集期間

令和8年7月31日（金）から令和8年8月30日（日）まで（必着）

4. 意見の提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にて意見を提出してください。

なお、電話による意見の受付は致しかねますので、御了承願います。

① 電子政府の総合窓口「e-Gov」を利用する場合

電子政府の総合窓口「e-Gov」の意見提出フォームからご提出ください。

② 電子メールの場合（テキスト形式でお願い致します。）

電子メールアドレス：hqt-kensetsugyouka@ki.mlit.go.jp

③ 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省不動産・建設経済局建設業課あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、御意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. お問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局建設業課

電話番号：03-5253-8277